

令 和 6 年 度

新宿区立女神湖高原学園指定管理者の
管 理 業 務 に 係 る 事 業 評 價 結 果

令和7年10月

新宿区

【目 次】

I 事業評価	
1 女神湖高原学園の設置目的及び管理運営体制	1
2 事業評価の目的	1
3 事業評価の概要	2
(1) 評価者	
(2) 委員	
(3) 評価の実施・日程	
(4) 評価項目	
(5) 評価資料等	
(6) 評価方法	
4 評価対象	4
(1) 施設概要	
(2) 指定管理者	
5 評価結果	5
II 別紙	
1 別紙1 「令和6年度 指定管理者事業評価結果」	6・7
III 参考資料	
1 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和5年度における 管理運営業務の事業評価に関する要綱	8・9
2 新宿区立女神湖高原学園 指定管理者 令和6年度事業実績	10

I 事業評価

1 女神湖高原学園の設置目的及び管理運営体制

新宿区では、区内の小・中学校の校外学習活動に用いる施設として、「女神湖高原学園」を運営しています。女神湖高原学園は主に学校利用施設として平成7年に開設し、以来、新宿区の多くの児童・生徒たちに信州・蓼科高原での自然と融合した体験学習と四季折々の思い出づくりの場として親しまれています。また、北（学校）棟とは別に一般区民用の南（区民）棟を設け、区民の宿泊・生涯学習活動の場としても活用されています。

女神湖高原学園は平成7年度から平成16年度までは新宿区の直営として管理業者への委託で運営していましたが、平成15年6月の地方自治法の改正に伴い、平成17年度から指定管理者制度を導入しました。指定管理者制度の目的は、民間企業のノウハウを活用することによって施設の更なるサービス向上を図るとともに、指定管理者が責任をもって主体的に施設管理することにより、利用者の増や管理経費の縮減を期待するものです。

平成17年度から平成19年度までの3年間を第1期指定管理期間、平成20年度から平成24年度までの5年間を第2期指定管理期間、平成25年度から平成29年度までの5年間を第3期指定管理期間、平成30年度から令和2年度までの3年間を第4期指定管理期間、そして令和3年度から令和7年度までの5年間を第5期指定管理期間としており、この第5期指定管理期間は「信州リゾートサービス株式会社」が公募により選定され、管理運営業務を行いました。

この管理運営業務の内容は、新宿区と指定管理者の間で締結する5カ年の基本協定書と各年度で取り交わす年度協定書、これらに付随する管理仕様書、指定管理者から提出された事業計画書により定められており、これらの計画に基づくことで、利用者への良好なサービス提供を図っています。

2 事業評価の目的

新宿区では、指定管理者制度の趣旨に則り、指定管理者の施設管理が協定書及びその他の計画に従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿った円滑な運営が行われていたかなどを検証するために、毎年度、指定管理者の管理運営業務の事業評価を実施しています。

女神湖高原学園についても、上記目的により、令和6年度の事業評価を行い、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、評価の結果を今後の管理運営業務に反映していきます。

3 事業評価の概要

「新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和6年度における管理運営業務の事業評価に関する要綱」に基づき、各委員の意見を踏まえ、区が評価を行いました。

(1) 評価者

新宿区立女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会

(2) 委員

6名（外部委員2名 内部委員4名）

・地域協働学校運営協議会 代表（余丁町小学校）	片山 明子
・公認会計士	柳沢 宏之
・新宿区立西新宿小学校長	長井 満敏
・新宿区立牛込第二中学校長	小泉 雅一
・新宿区総務部施設課長	中山 祐一
・新宿区教育委員会事務局教育支援課長	菊地 ゆみ

(3) 評価の実施・日程

評価を実施するため、下記のとおり事業評価委員会を開催しました。

- ア 開催日時 令和7年8月22日（金）10時から14時30分まで
イ 場 所 新宿区立女神湖高原学園
ウ 内 容 事業説明、質疑応答、各委員による評価、全体評価

(4) 評価項目

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

(5) 評価資料等

指定管理者から提出された「令和6年度事業報告書」

令和6年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者自己評価表

利用者アンケートの集計

(6) 評価方法

「(4) 評価項目」①～⑤及び総合評価について、各委員が下記の評価点により評価を行いました。

評価点	評語	解説（評語の持つ意味）
4	優良	事業計画等で求められる水準を超えて良好であり、かつ、〇〇の点で特に評価できる。
3	良	事業計画等で求められる水準を超えて良好である。
2	適当	事業計画等で求められる水準を満たしている。
1	課題あり	事業計画等で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

各委員の評価に基づき、施設所管課による評価のとりまとめ及び決定を行いました。

① 個別評価

各委員の小項目及び大項目の評価を踏まえ、施設所管課は、各評価項目の個別評価点を決定する。

② 総合評価

各委員の総合評価点を踏まえ、施設所管課は、総合評価の点数を決定する。

③ 全体評価

総合評価の点数を、次の基準を参考にして振り分け、事業評価委員会の各委員の評価に基づく全体評価とする。

【総合評価点】	【全体評価】
3. 5以上	4 優良
2. 5以上	3 良
3. 5未満	2 適当
1. 5以上	1 課題あり
2. 5未満	
1. 0以上	
1. 5未満	

4 評価対象

(1) 施設概要

- ① 名称 新宿区立女神湖高原学園（ヴィレッジ女神湖）
- ② 所在地 長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平994番地
- ③ 規模 敷地面積 95,107.00m²
建築面積 5,510.14m²
延床面積 7,994.88m²
管理棟 (地上2階) 2,146.68m²
北(学校)棟 (地下1階・地上3階) 3,676.42m²
南(区民)棟 (地下1階・地上1階) 614.76m²
体育館棟 (地下1階・地上1階) 1,040.71m²
従業員棟 (地上2階) 516.31m²
平成4年12月着工 平成7年6月竣工 平成7年7月開設
- ④ 収容定員 北(学校)棟 196人 6人部屋×和室32室=192人
身障者用2人部屋×洋室2室=4人
南(区民)棟 40人 4人部屋×和室10室=40人
- ⑤ 主な設備 管理棟 ロビー、オリエンテーションホール、事務室、
学校用食堂、一般用食堂、厨房、売店、
談話室、共用トイレ
北(学校)棟 宿泊室（各室トイレあり）、大浴室、小浴室、
共用トイレ、保健室、研修室、教材室、
スキー用具室、渡り廊下（地下）
南(区民)棟 宿泊室（各室トイレあり）、中浴室、
共用トイレ、渡り廊下（地下）
体育館棟 屋内体育館、レクリエーションホール、
共用トイレ、更衣室、渡り廊下（地下）
従業員棟 従業員宿泊室、機械室、ゴミ置場
外構 キャンプファイヤー場、飯ごう炊さん場、
あずまや、駐車場

⑥ 休館日等

原則、毎月の第1火曜日及びその翌日並びに第3火曜日及びその翌日。
ただし、学校利用のある日等、委員会が必要と認める日及び指定管理者が特に必要と認める日で委員会が承認した日は、休業日を変更または臨時に定め

ることができる。

⑦ 一般利用時間	宿泊	チェックイン	午後 2 時から
		チェックアウト	午前 10 時まで
	休憩		午前 10 時から午後 1 時まで

(2) 指定管理者

- ① 名称 信州リゾートサービス株式会社 代表取締役 安江 高治
- ② 所在地 長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野 210 番地
- ③ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(5 年間)
- ④ 評価期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- ⑤ 管理業務の範囲
 - ア 学園の施設の維持管理業務に関するこ
 - イ 利用の承認、不承認、取消等に関するこ
 - ウ 利用料金等の収納・減額・返還に関するこ
 - エ 学園の利用者に対する飲食物等の提供に関するこ
 - オ 学園の運営に係る事業計画の実施に関するこ
 - カ その他管理業務施行に関わる付随事項に関するこ

5 評価結果

別紙 1 「令和 6 年度 指定管理者事業評価結果」のとおり

施設名:女神湖高原学園

指定管理者名:信州リゾートサービス株式会社

評価項目	評価の視点	評価点		評価所見
		小項目	大項目	
1 施設の運営に関すること				
(1)利用率・稼働率	目標とした稼働率を達成できたか。また、それらの目標達成に向け、向上策を実行したか。	3.5	3.2	<p>(1)稼働率について 客室稼働率の目標が南(区民)棟40.1%、北(学校)棟14.2%であったのに対し、実績が南(区民)棟35.4%、北(学校)棟11.5%でした。目標を達成することはできませんでしたが、秋の閑散期には団体利用者の集客に力を入れ、稼働率の上昇に大きく貢献しています。今後も施設の特徴を活かし、利用率の増加に向けた施設運営を期待します。</p> <p>(2)職員体制について 計画どおり人員を確保し、施設運営に必要な職員体制を保持していると認められます。</p> <p>(3)職員教育について 事業計画で予定した研修については計画どおり実施しています。</p> <p>(4)緊急時の対応について 随時、情報収集・情報交換を行っており、綿密に報告・連絡・相談及び協議を行う体制がとされました。</p> <p>(5)区との連絡調整について 対面やオンラインによる月例報告会に加え、適宜電話やメールなどにより連携が図られており、連絡・調整・協議が円滑に行われています。</p> <p>(6)適正な労働環境の確保について 時間単位での有給休暇の取得を可能にし、職員へ有給休暇の取得を促すなど、事業者として、適切な対応がなされていることや、職員への健康管理や衛生管理にも丁寧に取り組んでいることなどから、適正な労働環境の確保が図られたものと評価します。</p> <p>(7)その他施設の運営について 学校行事の準備等柔軟な対応がみられました。また、利用者アンケート調査からは、スタッフの接客を評価する意見が多くあがっています。 近くにある本社の協力体制など内部努力で効果的な運営を行っているものと評価します。</p>
(2)職員体制	事業計画書や職員配置計画書等に基づき、施設運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。	3.3		
(3)職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接遇、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に着ける努力はなされたか。	3.0		
(4)緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。	3.0		
(5)区との連絡調整	区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。	3.0		
(6)適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項についての改善はされていたか。	3.0		
(7)その他施設の運営	その他協定書、仕様書等に基づき、施設の運営に係る必要な措置を講じたか。	3.0		
2 利用・サービスに関すること				
(1)利用手続	利用手續は適正かつ公正に行われたか。	2.8	3.5	<p>(1)利用手続きについて 利用申込窓口との連携により、適正な利用手続きが行われました。また、インターネット予約システムについても適切に対応しています。</p> <p>(2)サービス水準の確保について ホームページやブログ、インスタグラムを利用した周知等を行うことで、利用者の増加にもつながりました。</p> <p>(3)利用者サービスの向上について 利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。</p> <p>(4)利用者対応・接遇について 利用者対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接遇ができたか。</p> <p>(5)利用者要望の把握・対応について 利用者の意見や要望を把握し、適切な対応がされていたか。</p> <p>(6)個人情報等の適切な対応について 個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認などを行い、個人情報の適切な運用を確認しました。今後も個人情報の適正な管理を望みます。</p>
(2)サービス水準の確保	協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。	3.0		
(3)利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。	3.5		
(4)利用者対応・接遇	利用者対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接遇ができたか。	3.5		
(5)利用者要望の把握・対応	利用者の意見や要望を把握し、適切な対応がされていたか。	3.5		
(6)個人情報等の適切な対応	個人情報保護を徹底していたか。	2.8		

3 施設・設備の管理に関すること					
	(1)施設・設備管理 事業計画書等に基づいた施設・設備管理業務が適切に行われたか。	3.2	3.3	(1)施設・設備管理について 施設の保守点検や維持管理について、仕様に定められた実施項目が適切に実施されています。 施設の開設から30年が経過し、施設の老朽化が目立ち始めています。今後も、区と十分に協議を行い、安全な施設管理を求める。	
	(2)施設修繕・備品管理 施設修繕や備品管理は適切に行われたか。	3.5		(2)施設修繕・備品管理について 安全や業務に支障が及ぶものから優先順位を決めて、修繕工事が行われています。老朽化に伴う施設の不具合が出てきていることから、引き続き区と連携し安全管理の徹底を求める。	
	(3)省エネルギー・省資源 省エネルギー・省資源に向けた取組がされていたか。	3.3		(3)省エネルギー・省資源について 使用されていない場所、棟の電源を集中管理し、こまめに消灯を行うなど引き続き省エネルギー・省資源に向けた取組を期待します。	
4 管理運営経費に関すること					
	(1)適正な会計 適正な会計管理による収支状況であったか。	2.8	2.7	(1)適正な会計について 概ね適正な会計処理が行われたと評価します。	
	(2)目標の達成 目標とした利用料金収入・利益率を達成できたか。	2.5		(2)目標の達成について 収支計画に対し、実績収入割合が102.7%、実績支出割合が106.9%となりました。物価高騰の影響により、材料費、水道光熱費の増加が目立ちましたが、利用者の満足度を低下させることなく、維持している点は評価できます。	
	(3)経費節減、収入・利益率確保の努力 経費節減、収入・利益率確保に向けた取組はされていたか。	2.7		(3)経費節減、収入・利益率確保の努力について 物価高騰の影響が大きい中でも、本社の協力体制など内部努力で可能な限り減益幅の縮小に努め、なおかつ経費削減にも取り組んでいることは評価できます。	
5 事業に関すること					
	(1)事業実施 事業計画書等に基づき計画した事業を実施したか。	3.0	3.0	(1)事業実施について 学校利用では専門の指導員を配置し、担当教員と密に打合せを行い安全・安心に自然活動が行えるよう指導、助言が行われています。一般利用者については、バスツアーは最少催行人数に達しなかったため中止となりましたが、毎年恒例にしているゴールデンウイークや年末年始のイベントを開催し、利用者サービスを適切に実施されています。	
	(2)効果的・効率的な視点 施設の設置目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。	3.2		(2)効果的・効率的な視点について 区立小・中学校の校外学習において、学校からの多様な要望に適切に対応し、一般利用者アンケートにおいても利用者から高い評価を得ていることから、適切に事業が実施されたものと判断します。引き続き利用者の満足度の高いサービスを効果的・効率的に提供することを期待します。	
総合評価		3.3			
全体評価		3 (良)			
総合所見	<p>区立小・中学校の移動教室においては、自然体験活動への助言、食事、入浴、施設利用に関するサポート等、学校からの多様な要望について適切な対応が行われています。引き続き、児童・生徒が学園での活動を快適に過ごせるよう支援をお願いします。</p> <p>一般利用者は3,989人 前年度比113.0%（前年度3,529人）となり、アンケート結果からも利用者満足度の高いサービスの提供を続けていることは評価できます。</p> <p>物価高騰の影響が大きい中でも、利用者の満足度を低下させることなく、本社の協力を得ながら、安定した職員体制で運営できており、施設の保守点検や維持管理も適切に行われています。</p> <p>施設の開設から30年が経過し、老朽化が目立ち始めています。引き続き、安全な施設管理を求める。</p> <p>各評価委員の総合評価の平均は3.3となり、評価基準に基づき、全体評価は「3(良)」と評価します。業務要求水準書等で求められる水準を超えて良好であると認められます。</p> <p>今後とも、より高いレベルでのサービス提供が行われるよう期待します。</p>				

新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和6年度における
管理運営業務の事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者が実施した管理運営業務を事業評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 事業評価を行うため、新宿区立女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者につき、別表のとおり新宿区教育委員会が委嘱し、委員6人をもって組織する。

- (1) 新宿区教育委員会事務局教育支援課長
- (2) 新宿区総務部施設課長
- (3) 新宿区立小学校長
- (4) 新宿区立中学校長
- (5) 地域協働学校運営協議会 代表
- (6) 公認会計士

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は新宿区教育委員会事務局教育支援課長の職にある者とする。

3 委員長は、評価委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、評価の業務が終了した日までとする。

(評価委員会の開催)

第5条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ評価委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。
- 4 委員長は、必要に応じ評価委員会を書面により開催することができる。

(評価の方法)

第6条 事業評価の方法は、次に掲げる項目について、指定管理者が提出した令和6年度年間報

告書及び教育支援課が作成した資料により評価を行い、評価の基準は別に定めるものとする。

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 利用・サービスに関すること
- (3) 施設・設備の管理に関すること
- (4) 管理運営経費に関すること
- (5) 事業に関すること

(報告)

第7条 評価委員会は評価報告書を作成し、新宿区教育委員会に対して評価の結果を報告するものとする。

(評価委員会の庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、新宿区教育委員会事務局教育支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和7年8月5日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	菊地 ゆみ	新宿区教育委員会事務局教育支援課長
委員	中山 祐一	新宿区総務課施設課長
委員	長井 満敏	新宿区立西新宿小学校長
委員	小泉 雅一	新宿区立牛込第二中学校長
委員	片山 明子	地域協働学校運営協議会 委員
委員	柳澤 宏之	公認会計士

新宿区立女神湖高原学園 指定管理者 令和6年度事業実績

①学校利用の参加状況

事業名	児童・生徒・教員等（人）	参加校（校）
中学校移動教室	933	10
小学校移動教室	1,768	29
中学校スキー教室	959	10
その他の学校利用 <small>(小学校特別支援学級移動教室、中学校特別支援学級移動教室、英語キャンプ)</small>	332	—
合計	3,992	

②学校利用の延べ利用者数

	延べ利用者数（人）
児童・生徒・教員等	7,984

※延べ利用者数は学校利用の参加者数にそれぞれの宿泊日数をかけ合わせて算出

③一般利用の延べ利用者数

	延べ利用者数（人）	客室稼働率
南(区民)棟	1,846	35.4%
北(学校)棟	2,143	11.5%
計	3,989	18.0%

※北(学校)棟の稼働率は学校利用日を除いて算出